第２回八女市農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和８年２月５日（木）午後２時

２．開催場所　立花市民センター

３．出席農業委員（２３名）

１番　中村　輝義	２番　大坪　知美子	３番　服部　正文
４番　牛島　孝之	６番　池尻　律芳	７番　平井　照也
８番　塩塚　義治	９番　樋口　重樹	１０番　高山　和典
１１番　國武　覚	１２番　溝田　耕一	１３番　仁田原　一太
１４番　八田　久男	１５番　田形　隆徳	１６番　大津　達喜
１７番　伊藤　正博	１８番　小川　哲朗	１９番　松本　敬介
２０番　井手　洋一	２１番　原　義博	２２番　丸林　京市
２３番　堤　正義	２４番　月足　靖彦	

４．出席最適化推進委員（１０名）

３番　橋爪　寿賀夫	５番　樋口　祐二	１０番　平島　修
１３番　中嶋　壽敏	１４番　松延　清隆	１６番　延　和洋
３０番　森　義則	３２番　東　正洋	４３番　山口　史登
４５番　二田　俊秀		

５．欠席委員　農業委員（１名）

５番　仁賀木　義文

６．欠席委員　最適化推進委員（０名）

７．議事日程

第１　会議の成立

第２　議事録署名委員の指名

第３　議案の上程

第４　議案の審議

報告第　３号　農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について

議案第　５号　農地法第３条の規定による許可申請書の処理について

報告第　４号　農地改良行為の届出について

議案第　６号　農地法第５条の規定による許可処分の取消願の処理について

議案第　７号　農地法第５条の規定による許可申請書の処理について

８．農業委員会事務局職員

局長　石橋　武　書記　中園　隆一　書記　堀田　瑞希　黒木支所　馬場　祐太

立花支所　中園　弘一　西原　佑美

上陽支所　松尾　誠　星野支所　松内　寛人　矢部支所　今里　翔太 ９．会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）	
議　長	皆様こんにちは。まず、皆様には１月２３日に福岡市の国際会議場でございました県農業委員会研修には、委員１７名、事務局１名含めて１８名の参加をいただきましてありがとうございました。それから１月２９日には、県農業者会議と女性ネットワークの会から７名の女性がおいでになりまして、協議会の資料の一番最後になりますけれども、今年７月の改選期におきまして、女性農業委員の登用に関わる要望書というものをのいただきましたので、後で皆様に協議会の中でお知らせしたいと思います。また、現在短期決戦の衆議院の解散総選挙が行われております。特に中山間地を抱える地域でございますので、中山間地に向けた農業情勢に最も頑張っていただく委員さんが当選いただく事を切に願っておるところでございます。それでは本日は令和８年第２回農業委員会総会を開催しましたところ委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。ただいまより農業委員会総会を開会いたします。 日程　第１・会議の成立 只今の出席委員の数は農業委員　２３名　、 農地利用最適化推進委員　１０名　であります。 会議規則第６条の規定により、本日の会議は成立いたしました。 日程　第２・議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第１６条第２項の規定により、１８番　小川　哲郎　委員、１９番　松本　敬介　委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので、そのように決定いたしました。 日程　第３・議案の上程を行います。

	案件の朗読を事務局よりお願いいたします。 （案件朗読） 事務局朗読のとおり報告２件・議案３件を一括議題といたします。 １ページをお願いします。 報告第３号　農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について説明をお願いします。 ご説明いたします。農地法第１８条第６項の規定による通知の報告については１０件です。総合計については、4ページをご確認ください。 解約のあった土地１９筆のうち田１３筆、畑６筆、合計面積２９，２１５㎡です。 それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。 添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理致しました。 説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑に留め審議を終わります。 ５ページをお願いします。 議案第５号　農地法第３条の規定による許可申請書の処理について番号１番の説明を最適化推進委員１４番お願いします。
推進委員 １４番	番号１番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の耕作利便による所有権移転売買の申請です。 申請農地は隣接地と一体的に利用される予定です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号２番の説明を最適化推進委員１６番お願いします。
推進委員 １６番	番号２番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号３番の説明を農業委員１５番お願いします。
農業委員 １５番	番号３番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、 譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号４番の説明を最適化推進委員３０番お願いします。
推進委員 ３０番	番号４番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

	（異議なしの声あり）
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号５番の説明を農業委員１番お願いします。
農業委員 １番	番号５番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は、隣接する宅地を合わせて購入され、自家消費分のさつまいもを作付けされます。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号６番の説明を農業委員１７番お願いします。
農業委員 １７番	番号６番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号７番の説明を最適化推進委員４５番お願いします。
推進委員 ４５番	番号７番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。

	質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号８番の説明を最適化推進委員４３番お願いします。
推進委員 ４３番	番号８番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号９番の説明を最適化推進委員４３番お願いします。
推進委員 ４３番	番号９番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１０番の説明を農業委員１７番お願いします。
農業委員 １７番	番号１０番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。

議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１１番の説明を最適化推進委員４５番お願いします。
推進委員 ４５番	番号１１番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の耕作利便による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１２番の説明を農業委員９番お願いします。
農業委員 ９番	番号１２番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１３番の説明を農業委員９番お願いします。
農業委員	番号１３番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小

９番	と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 ８ページをお願いします。 報告第４号　農地改良行為の届出について事務局より説明をお願いします。
事務局	番号１番についてご説明いたします。申請地は椋谷浄水場より北東へ直線で約７５０ｍの位置にある農地です。（議案書朗読） 花木を抜根した農地に２０ｃｍ盛土し、花木の作付けをされる予定です。隣接農地の同意は得られております。 また、盛土規制法の対象外である事を確認しております。
議　長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 はい、４番どうぞ。
農業委員 ４番	施行計画の平面図を見ると、一筆の中に斜線部分があって、そこに客土箇所と書いてありますけれど、その他の部分はどういう様な耕作、使用がされるんですか。
事務局	その他の部分についても、花木で利用されております。
農業委員 ４番	花木で利用しているのに、そこだけ２０ｃｍ上げるという事ですか。
事務局	はい。
農業委員	でしょ、花木はどんなのが植えてあると。何と何が植えてあるか

４番	きちっと説明せんと。
事務局	榊とか数種類植えてあります。
農業委員 ７番	ちょっと質問。
議　長	はい、関連して質問ですね、７番どうぞ。
農業委員 ７番	結局この３，４７９㎡の現況・登記は田ですけど、全部花木を植えてあって、その中の３８３㎡を２０ｃｍ上げるという事ですよね。
事務局	そうです。全部花木で使ってあるんですけれども、３８３㎡の所を抜根してありまして、そこの部分に２０ｃｍの盛土をして、土の改良といいますか、
農業委員 ７番	結局、現況は畑という事でしょう。
事務局	そうですね。全部畑で、花木で使っております。
農業委員 ７番	さっき言われたように、３，４７９㎡の中に花木が何種類でも苗木を採るために植えてあるという事やろ。枝を採るために。
事務局	はい。
議　長	４番、７番よろしいですか。 はい、牛島君。
農業委員４番	現況地目は田んぼでいいと。現況は畑やろ。
議　長	局長に答弁させます。

局　長	台帳地目は田ですけれど現況は畑になっておりますので、今、議案書に上がっている分は現況は畑にすべきではないかという事ですが、この現況地目につきましては、本人さんからの申し出によって変えるという様な手続きになりますので、現況地目も台帳地目と同様に田であるという様なところで届出があっておりますが、今後、この現況地目を畑に変えるかどうかは、申請者に確認が必要かなと思います。
農業委員４番	現況地目は登記上ば変えろとはいいよらん。申請上はあくまでも現況は畑じゃないんですかという事。水を利用するから田んぼでしょう。花木に水は利用しないでしょう、という事は畑という事ですよね。
局　長	農地台帳はですね、登記も現況も田という事になっておりますので、その状況を議案書の方に上げておりますのでこの分は後ほど、しっかり整理したいと思います。
議　長	支所の方でも旧星野村でもそういった花木の生産地において、現況地目が田で登記地目も田に花木が植わっている状態が多々あるかも知れませんので、この方だけじゃなくて全般的にそういう地目変更とか現況で畑という事で申請する必要があるのかどうかは十分考えた上で判断してください。また詳しく説明できるように調査させます。 よろしいでしょうか。ご理解ください。 それでは本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。 ９ページをお願いします。 議案第６号　農地法第５条の規定による許可処分の取消願の処理について事務局より説明をお願いします。
事務局	農地区分はおおむね１０ｈａ以上の規模の一団の農地にある農地であって第１種農地と判断しております。
議　長	続いて最適化推進委員３２番説明をお願いします。

推進委員 ３２番	番号１番についてご説明いたします。申請地はＪＡふくおか八女北山選果場から北東へ約８４０ｍに位置する農地です。（議案書朗読）この土地を使用貸借権により借り受けられ、農業用倉庫および資材置場用地として使用する目的で、令和７年１月３１日付けで農地法第５条の許可を受けてありました。 このたび、地盤状況の不適合等により、当初予定していた土地利用計画が困難となったため、取消願いを提出されました。
議　長	現地調査の報告を農業委員２１番お願いします。
農業委員 ２１番	１月２３日に現地調査を行った結果、現況畑の状態で、隣接農地への影響等、特段問題はないと確認しております。今後は苗床および柑橘類を栽培され、農地として利用されます。
議　長	地元委員の報告および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。はい、４番牛島委員。
農業委員 ４番	どういう事で地盤不適合なんですか。地盤があんまり軟弱すぎて出来なかったのか、その辺をもう少し説明してください。
議　長	はい、事務局。
事務局	こちら元々は田でございまして、言われた通り地盤が軟弱であったという事で、ここは倉庫を作られる予定だったんですけれども、それを作るのに軟弱で地盤改良等にも基礎工事や資金が必要になるという事で、取消願いを出されました。
議　長	ほかにありますか。それでは質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします それでは次のページをお願いします。

	議案第７号　農地法第５条の規定による許可申請書の処理について番号１番の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域が定められた農地であり、第３種農地と判断します。
議　長	続いて農業委員９番説明をお願いします。
農業委員 ９番	番号１番についてご説明いたします。申請地は杉町公民館の南にある農地です。（議案書朗読）この土地を売買により譲り受けられて、宅地分譲用地７区画として利用するための申請です。 申請地の周囲にある農地は譲り渡し人のもののみで、隣接するほかの方の農地はありません。 水利の承諾は得られており、問題はないと思います。
議　長	現地調査の報告を農業委員１９番お願いします。
農業委員 １９番	１月２６日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は北側側溝および農地の東側と南側を流れる水路を通って排水されます。隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議　長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号２番の農地区分の説明をお願いします
事務局	農地の区分は、宅地の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であり、第２種農地と判断します。

議　長	続いて最適化推進委員３番説明をお願いします
推進委員 ３番	番号２番についてご説明いたします。申請地は長峰小学校から南西へ約１００ｍにある農地です。（議案書朗読）この土地を売買により譲り受けられて、貸家住宅用地８戸として利用するための申請です。隣接する農地の同意と水利の承諾は得られており、問題はないと思います。
議　長	現地調査の報告を農業委員１９番お願いします。
農業委員 １９番	１月２６日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに南側水路を通って排水されます。 隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議　長	この案件につきましては私も事務局より説明を受けておりますので、ここで事務局より経過等説明を改めてさせます。
事務局	議案第７号２番の案件について説明を行います。 １月２６日に八女地区の農業委員２名、推進委員２名、合計４名の委員による現地調査を行っております。その際「地目は田となっているが、実際は盛土をして畑にしたようにしか見えない、盛上をしているのであれば、一旦現況を田に戻し、再度申請をやり直すべきではないか。たとえ、父からの相続時にその状態だったとしもそうすべきだと思う。」との意見がありました。 そこで、まず代理人を通して申請者からの報告を受けました。申請人は現在７４歳、自分が３０歳の時から１０年間は父がイチゴを栽培していたが、その後３０年以上は、年数回の草刈りを行い管理のみを行ってきたとの事です。当時から現在まで土地の高さは変わらず盛土などは行っていません、農地として利用できる状態にあると思うとの事でした。次に、地元推進委員からも確認しております。長年現在の状態だった事、一時期管理ができていなかった時期があったが、付近の環境改善のために声掛けして以来、年数回の草刈りを行い管理されているとの事でした。 そして、福岡県筑後農林事務所の見解も確認しております。４０年以上前に遡って県が追認する事はなく、また農地の状態も保っ

	ており、始末書にも当たらないとの事でした。 以上の内容を再度現地調査委員に説明し、今回議案に上げているところです。
議　長	地元委員説明および現地調査の報告並びに事務局からの説明がが終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号３番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、宅地の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であり、第２種農地と判断します。
議　長	続いて最適化推進委員３番説明をお願いします。
推進委員 ３番	番号３番についてご説明いたします。申請地は長峰小学校から北西へ約２５０ｍにある農地です。（議案書朗読）この土地を売買により譲り受けられて、特定建築条件付き売買予定地８区画として利用するための申請です。隣接する農地の同意と水利の承諾は得られており、問題はないと思います。
議　長	現地調査の報告を農業委員１１番お願いします。
農業委員 １１番	１月２６日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに西側水路を通って排水されます。 隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議　長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。４番牛島委員。

農業委員 ４番	この計画図を見てみますと、造成前と造成後の高さが入ってない。前の２件には入っていたのに。
事務局	こちら計画図には高さが載っていないのですが、別紙として断面図があります。
農業委員 ４番	別紙がついてないですよね。別紙にあるならつけとくべきでしょうもん。前のは付けていたのに、今回のは無いというのはおかしい。同じ様な条件で審査しないと。
事務局	今回、断面図を別紙もしくは同じ図につけていなかったという事で申し訳ありませんでした。資料はございます。 コピーしてきましょうか。
議　長	牛島委員、後からでよかですか。
農業委員 ４番	今がよか。
議　長	なら暫時休憩します。 （暫時休憩） それでは再開いたします。先ほどの質問に基づいて、お手元に資料の配布が完了しておりますでしょうか。はい、それでは事務局より説明をさせます。
事務局	先ほど番号３番の追加資料をお手元にお配りしております。まず、計画図の中でいいますと、敷地の南側の断面図になります。ここが６０ｃｍ上げる事になっております。次に北側の２号地で７０ｃｍ、３号地で８０ｃｍ、５号地で９０ｃｍ盛土する事になっております。そして今度は縦の断面図になっておりまして、２号地と７号地を７０ｃｍと６０ｃｍ盛土する、４号地と共有道路を９０ｃｍ盛土するという事になっております。 こちらの申請地につきましては、盛土規制法許可が必要となって

	いる案件になりまして、農業委員会の総会にかかった後は農地転用の許可は盛土規制法の許可と同時の許可となっております。 よろしいですか。ほかにありませんか。 それでは質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号４番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、おおむね１０ｈａ以上の規模の一団の農地にある農地であり、第１種農地と判断します。第１種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、不許可の例外に当たりますので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
議　長	続いて最適化推進委員５番説明をお願いします。
推進委員 ５番	番号４番についてご説明いたします。申請地はコメリ八女酒井田店から南東へ約１９０ｍにある農地です。（議案書朗読）この土地を売買により譲り受けられて、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意と水利の承諾は得られており、問題はないと思います。
議　長	現地調査の報告を農業委員１４番お願いします。
農業委員 １４番	１月２６日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、東側水路に排水されます。また雨水は南側側溝を通って排水されます。 隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。

議　長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号５番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、宅地の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であり、第２種農地と判断します。
議　長	続いて最適化推進委員１０番説明をお願いします。
推進委員 １０番	番号５番についてご説明いたします。申請地はＪＡ福岡八女東支店から南東へ約２３０ｍにある農地です。（議案書朗読）この土地を売買により譲り受けられて、資材置場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意と水利の承諾は得られており、問題はないと思います。
議　長	現地調査の報告を最適化推進委員１３番お願いします。
推進委員 １３番	１月２６日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生せず、雨水については地下浸透および自然流下により排水されます。 隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議　長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。６番どうぞ。
農業委員 ６番	これ何屋さんですか。
事務局	こちらは移動式の生コンプラントといって、現場で生コンの施設を組み立ててリースや販売をしている会社です。

	（移動式生コンプラントとはどんなのですかの声あり） （現地で生コン作るとやろうもんの声あり）
事務局	要するに生コンを作るための施設になります。それの解体前のところをこの資材置場に置いておくという事になります。 （生コンを作るとじゃなかとたいの声あり）
事務局	はい、鉄骨と機材を置く予定となっております。
議　長	よろしいでしょうか。ほかにありませんか。 はい４番。
農業委員 ４番	資料の四角で囲んである所に置くんですか。
事務局	置き方としてはH鋼を平置きです。そのまま鉄骨を寝かせて地面に平置きする形で２段積みにすると聞いております。
農業委員 ４番	なら、１機３０ｔとは組み立てた時の重さですか。
事務局	その通り組み立てた時に３０ｔになるという事です。
議　長	よろしいでしょうか。ほかにございませんか。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号６番の農地区分の説明をお願いします。

事務局	農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第１種農地および第３種農地のいずれにも該当しない農地であり第２種農地と判断します。
議　長	続いて農業委員１８番説明をお願いします。
農業委員 １８番	番号６番についてご説明いたします。申請地は八女市上陽町北川内の県道八女香春線沿いで、コメリハード&グリーン八女上陽店の西側に位置する農地です。（議案書朗読）この土地を賃借権を設定し、農業用倉庫および店舗駐車場として使用するための申請です。なお、今回の事業全体面積は非農地６６１㎡を含む１，６０１㎡です。隣接農地の同意と水利の承諾も得られております。
議　長	現地調査の報告を事務局お願いします。
事務局	１月２７日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水については、地下浸透および自然流下により処理される計画です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。
議　長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 以上で議案の審議を全て終わります。 これをもって本日の会議を終了いたします。 お疲れさまでした。 （閉会宣言 15 時 10 分）

	令和８年２月５日 議　長　　月　足　靖　彦 １８番　　小　川　哲　郎 １９番　　松　本　敬　介